

非公開選挙人名簿

何でもQ&A

非公開選挙人名簿に関する以下のご質問にお答えします

はじめに

非公開選挙人名簿とは？

非公開選挙人名簿はどんな人が閲覧できるのですか？

非公開選挙人名簿への登録申請

非公開選挙人名簿への登録資格は？

非公開選挙人名簿への登録申請方法は？

どのような個人情報を記入するのですか？

非公開選挙人名簿への登録期間に期限はありますか？

事情が変わった場合は？

個人情報に変更が生じた場合は？

投票の際

公開選挙人名簿に名前が無いのに、どうやって投票すればいいのですか？

その他のインフォメーション

有権者登録についてもっと詳しく知るには？

非公開選挙人名簿について英語以外のパンフレットがありますか？

ニュージーランド国会議員選挙での投票には、有権者登録が必要です

ニュージーランドでは最低3年に1回総選挙を実施し、新しい国会と政府を選出します。選挙区には一般選挙区とマオリ選挙区の2種類があり、各選挙区には登録済みの有権者全員が記載されている選挙人名簿があります。18歳以上の登録有資格者は法律により有権者登録が義務付けられており、また、17歳であれば仮登録ができます。登録後は、常に登録内容を最新の情報にしておく必要があります。選挙人名簿の管理はニュージーランド・ポスト(ニュージーランド郵便公社)勤務の選挙人登録官により行われます。

はじめに

非公開選挙人名簿とは？

非公開選挙人名簿とは、個人情報の公開により身の安全が脅かされる可能性があると思われる場合に、登録情報を秘密にしておく必要があると選挙人登録長官により認められた有権者全員の登録申請用紙をまとめたものです。このような有権者の登録情報は各選挙区の選挙人登録官により厳重に保管され、誰にも公開されないほか、閲覧用に公開される選挙人名簿に記載されることもありません。

非公開選挙人名簿はどんな人が閲覧できるのですか？

非公開選挙人名簿は秘密であり、選挙人登録官のみが閲覧を許されます。

非公開選挙人名簿への登録申請

非公開選挙人名簿への登録資格は？

選挙人名簿登録の有資格者であり、閲覧用に公開される選挙人名簿に個人情報を記載することで自身あるいは家族の安全が脅かされる可能性があると思われる方は、非公開選挙人名簿のみに個人情報が記載されるよう申請することができます。

非公開選挙人名簿への登録申請方法は？

本パンフレット英語版の末尾にある「Application for registration as a Parliamentary Elector on the Unpublished Roll (非公開選挙人名簿への国会議員選挙有権者登録申請)」用紙を記入・提出するだけです(登録用紙は日本語版にはございません)。有権者登録がお済みでない場合は、併せて「Enrolling to vote: Application (有権者登録：申請)」という登録申請用紙も記入・提出してください。

申請用紙は両方とも下記宛に郵送してください(切手不要)。

FREEPOST 2 ENROL
Chief Registrar of Electors
P O Box 190, Wellington 6140

どのような個人情報を記入するのですか？

氏名、住所、生年月日、連絡先電話番号などを記入し、身上を証明できる書類を添付してください。身上を証明できる書類としては、以下のいずれかをご用意ください。

- Domestic Violence Act 1995 (1995年家庭内暴力法) に基づき効力を有する保護命令の写し。
- Harassment Act 1997 (1997年ハラスメント法) に基づき効力を有する接近禁止命令の写し。
- 警察官による法定宣言。これは、氏名その他の個人情報公開により本人またはその家族の身の安全が損ねられる可能性がある、という担当警察官の所見を記したものでなければなりません。
- 法廷弁護士あるいは事務弁護士、雇用主、治安判事 (Justice of the Peace) などによる書状。これは、氏名その他の個人情報公開により本人またはその家族の身の安全が損ねられる可能性がある、という理由により、申請を支持する旨を記したものでなければなりません。

非公開選挙人名簿への登録期間に期限はありますか？

非公開選挙人名簿には、本人を取り巻く状況が変わるまで登録しておけます。選挙人登録官からは定期的に事情が変わっていないかどうかの確認状が送付されます。また、登録更新キャンペーン中には登録内容の確認と適宜変更を求められます。

事情が変わったら？

事情が変わった場合は、選挙人登録官に書面により通知してください。

個人情報に変更が生じた場合は？

氏名、住所、職業などのいかなる個人情報でも、変更が生じる場合は「Enrolling to vote: Application (有権者登録：申請)」の登録申請用紙に記入の上選挙人登録官に提出してください。選挙人登録官からは書面による変更確認通知が送付されます。

いかなる変更についても、選挙人登録官への通知をお忘れになると、非公開選挙人名簿から登録が抹消されてしまいます。

投票の際

公開選挙人名簿に名前が無いのに、どうやって投票するのですか？

投票日には国会議員選挙の公開選挙人名簿が使用されますが、非公開選挙人名簿登録者はそこには名前が記載されていないため、「Special Declaration Vote (特別宣言投票用紙)」を使用して投票を行わなければなりません。この用紙は投票日前にお住いの選挙区の選挙管理官 (Returning Officer) から入手できるほか、投票日には各投票所に備え付けてあります。

地方自治体や地域保健委員会の選挙投票にあたっては、お住まいの自治体の Local Electoral Officer (地方選挙管理官) まで「Special Declaration Vote (特別宣言投票用紙)」の発行を申請してください。

その他のインフォメーション

有権者登録についてもっと詳しく知るには？

有権者登録についての詳細は：

- ウェブサイト elections.org.nz をご覧ください。
- 国内フリーダイヤル 0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) までお問い合わせください。
- 以下のパンフレットをお読みください。
 - Everything you need to know about enrolling to vote (有権者登録何でもQ&A)*
 - Enrolling to vote before you're 18 (18歳未満での有権者登録)*
 - Enrolling to vote as a New Zealand Māori (ニュージーランドマオリ人としての有権者登録、英語・マオリ語のみ)*

*全国各地の郵便局および選挙人登録官事務所にて配布しています。

非公開選挙人名簿についてご理解の助けとなれば幸いです。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

非公開選挙人名簿について英語や日本語以外のパンフレットがありますか？

本パンフレットは、英語や日本語以外の各言語でも用意されています。ウェブサイトをご覧ください。

ニュージーランド郵便公社内 有権者登録センター

Electoral Enrolment Centre
New Zealand Post Limited
P O Box 190
Wellington 6140

電話 (国内フリーダイヤル) : 0800 ENROL NOW
(0800 36 76 56)

ファックス : (04) 801 0709

電子メールアドレス : enrol@elections.org.nz

ウェブサイト : elections.org.nz